

定 款

第1章 総則

第1条(名称)

この法人は、特定非営利活動法人あきた子どもネットと称する。

第2条(事務所)

この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

この法人は、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を育む全ての人々が必要とする情報やサポート事業やサービスの提供、より幅広い活動をすべく子育て支援のネットワーク推進に関わる事業を行うことで、子育てに携わる人々とその子どもたちが安心して心豊かに育まれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条(特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条(事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 集会の会場や利用者宅などでの訪問保育及び子育て支援事業
- (2) 子育て中の親子や様々な人が交流するつどいの広場事業
- (3) 子どもが育つ環境や文化の調査研究及び推進・啓発事業
- (4) 子育て支援に関わる研修、育成事業及びネットワーク推進事業
- (5) 子育て・子育てに関わる情報収集と提供及び相談事業
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

第3章 会員

第6条(種別)

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 参画会員 この法人の目的に賛同し、事業に参画するために入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、運営を援助するために入会した個人及び団体

第7条(入会)

1 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第 8 条(入会金及び年会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第 9 条(会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした時。
- (2) 本人が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅した時。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納した時。
- (4) 除名された時。

第 10 条(退会)

会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

第 11 条(除名)

会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反した時。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

第 12 条(抛出金品の不返還)

既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第 4 章 役員及び職員

第 13 条(種別及び定数)

- 1 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上8人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

第 14 条(選任等)

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第 15 条(職務)

- 1 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条(任期等)

- 1 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条(解任)

役員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった時。

第19条(報酬等)

- 1 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第20条(職員)

- 1 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は代表理事が任命する。

第5章 総会

第21条(種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条(構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第23条(権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 合併
- (3) 解散
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他の運営に関する重要事項

第 24 条(開催)

- 1 通常総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求を出した時。
 - (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
 - (3) 第 15 条第 3 項第 4 号の規定により、監事から招集があった時。

第 25 条(招集)

- 1 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があった時は、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前にまでに通知しなければならない。

第 26 条(議長)

総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

第 27 条(定足数)

総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 28 条(議決)

- 1 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第 29 条(表決権等)

- 1 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

第 30 条(議事録)

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第31条(構成)

理事会は理事をもって構成する。

第32条(権能)

理事会はこの定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条(開催)

理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めた時。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時。
- (3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があった時。

第34条(招集)

1 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2号及び第3号の規定による請求があった時は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条(議長)

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第36条(議決)

1 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第37条(表決権等)

1 各理事の表決権は、平等となるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条(議事録)

1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者指名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第39条(資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第40条(資産の区分)

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第41条(資産の管理)

この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第42条(会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条(会計の区分)

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

第44条(事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

第45条(暫定予算)

1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第46条(予備費の設定及び使用)

1 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用する時は、理事会の議決を経なければならない。

第47条(予算の追加及び更正)

予算議決後にやむを得ない事由が生じた時は、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条(事業報告及び決算)

1 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第50条(臨機の措置)

予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第51条(定款の変更)

この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

第52条(解散)

1 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散する時は、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条(残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)した時に残存する財産は、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人及び社会福祉法人に譲渡するものとする。

第54条(合併)

この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条(公告の方法)

この法人の公告は、各会員の活動拠点に掲示する他、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

第56条(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

上記は原本と相違ないことを証明する

代表理事

後藤 節子

